

視点

幼保一体化・こども園 (仮称)

構想に望む

坂本 洋



礎を培う幼稚園での教育がいかに大切であるかが示されました。

したがって、それが土台となり根源的な国家百年の大計である人材育成の幼児教育が、「こども園」(仮称)構想の理念、機能としてしっかり位置付けられることを期待しているのです。

全日私幼連の「こどもがまんなかプロジェクト」運動は、具体活動としては緒についたところですが、確実に歩みはじめ少しずつ方向性を共有していると思います。このような運動や願いは、全国各地、大小各様にそれぞれが出来ることを活動として行ない、その趣旨が社会全体の元気で笑顔いっぱいの原動力になればと善意の自主活動なのだと思います。

一方、私どもはもともと大きい力、国政を基盤にした政策の立案審議と施行による、すべての子どもが快適で質の高い生活環境の充実を政治に求めています。

例えば、幼保一体化の問題が挙げられます。昨年春から子ども・子育て新システム検討会議において各界代表の提案・意見主張をワーキングを通し鋭意進めているようですが、

現状では素案検討過程が混迷しており全体像がはっきりしません。

内閣府は、時折唐突に(昨年11月1日イメーজ案、本年1月24日付け素案、と思うと1月28日報道は2013年から応諾義務の一体給付で私学助成は廃止等々)発表され、印象として、ワーキングでの各界の代表主張は素案作成段階で丁寧に取り入れられない形で、保育所制度改革ありきの待機児童解消と女性の社会雇用促進、保育に欠ける要件撤廃と自由選択契約制に突出した原案にまためてしまい、それを国会審議上程するのではと疑うほどの状況です。当初からの検討課題として、すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子どもを大切に社会を実現するため、関係者との十分な意見調整を図ることを重視していた

はずです。

さて、近年のOECD先進主要国は、幼児教育重視を人材育成の中心として国家戦略に位置付け着々推進しており、それが少子化対策にも功を奏し出生数も向上しているといわれます。その意味でも、幼保一体化・仮称「こども園」構想の幼児教育部分の基本的制度設計は、極めて重要な課題と認識されます。

幼児教育の重要性は、平成17年中教審包括答申を受け、戦後60年ぶりの教育基本法改正となり、初めて幼児期の教育に言及(第11条)、その教育の第一義的責任は家庭であること(第10条)が明記されました。続く学校教育法改正、幼稚園教育要領の改訂実施で、子どもが初めて出会う学校の幼児教育の位置づけが明確となり、生涯にわたる人格形成の基

今後、こども園(仮称)制度設計が具体化すると思いますが、1月24日の素案だと基礎自治体行政担当がどの部署になるかも大きな課題で、担当者の幼児教育に対する見識と専門性、指導組織体制等しっかりしてもらわないといけません。保育サービスの需要調整、待機児童解消のみならず、根底的な郷土の人材育成、望ましい幼児の育ちが学校教育体系にどう接続し位置づけるかを含み、こども園(仮称)の振興充実であるからです。拙速に過ぎる待機児童解消とか当面課題の保育サービス改善だけに目を奪われる対症療法ではないと考えます。

(全日私幼連広報委員長、盛岡市・盛岡幼稚園)

平成23年度事業計画案・収支予算案など審議

2月25日、東京・グランドヒル市ケ谷において全日私幼連の常任理事会が開催され、25人が出席しました。議長に村山十五副会長、議事録署名人には前田邦光常任理事、上田雅裕常任理事が選任されました。

■審議案件1…平成22年度補正予算案の件／平成22年度補正予算案について、中浦総務委員長から資料をもとに説明・提案があり、原案を議決しました。

■審議案件2…平成23年度事業計画

案の件／平成23年度事業計画案について、各委員会委員長、プロジェクト座長より説明があり、一部修正のうえ議決しました。

■審議案件3…平成23年度収支予算

案の件／平成23年度収支予算案について、中浦総務委員長から資料をもとに提案があり、原案を議決しました。

また、付帯案件として、全日私

幼連「災害対策基金の設置及び管理運営に関する要綱（改正案）」について審議を行ない、原案を議決しました。

■協議案件1…「子ども・子育て新

システム」について／北條泰雅副会長、入谷幸二政策委員長、田中雅道（財）全日私幼研究機構理事長から資料をもとに説明・報告がありました。

また、入谷政策委員長から「幼保一体化を含む子ども・子育て新システ

一〇二条園研修会開催される

2・18
東京

2月18日、東京・私学会館において、全日私幼連の平成22年度一〇二条園研修会が開催され、全国から87人の先生方が参加しました。開会式では尾上正史副会長があいさつを述べられました。主な内容は次のとおりです。

▼講演／演題「幼保一体化について」講師…入谷幸二・全日本私立幼稚園連合会政策委員長
▼意見交換…入谷政策委員長を交えて、政府の進める幼保一体化について意見交換
▼情報交換…四つのグループに分かれて、今後の一〇二条園における課題等についてグループディスカッションを行ないました。



ムに関する意見（案）」について説明があり、原案を了承しました。

■協議案件2…（財）全日私幼研究機構の公益法人移行について／（財）全日私幼研究機構の公益法人移行について、田中雅道（財）全日私幼研究機構理事長から資料をもとに説明がありました。

■報告案件（財）全日私幼研究機構

安家周一（財）全日私幼研究機構副理事長、東重満研究研修委員長から、資料をもとに説明・報告がありました。

（総務委員長・中浦正吉）

●政府 子ども・子育て新システム検討会議

三つのワーキングで検討続く

★子ども指針(仮称)ワーキングチーム第4回会合

2月16日、東京・霞ヶ関の中央合同庁舎で、「子ども指針(仮称)ワーキングチーム」の第4回会合が開催され(勅)全日私幼研機構の田中雅道理事長が出席しました。会議では「教育時間・保育時間」

について、保育日数も含め、現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針の考え方が踏襲される方向で話し合わせ、子どもの立場にたった視点を大切にしていきたい等の意見がありました。また、子ども指針(仮称)に具体的な教育時間、保育時間、保育日数を記載するのか。または、理念の

みを記載し、具体的な数値(時間等)は政令や通達で示すのか等について意見が交わされました。

子どもの発達(発達の特性、発達過程)については、細かく定義するよりも大綱化し、基準(スタンダード)を示してはとの意見があり、発達の連続性、教育・保育環境の大切さについて意見が交わされました。また、教育と保育、養護の定義に関する話し合いも行なわれました。

★基本制度ワーキングチーム第10回会合

1(東京) ▼テーマ:「アジア太平洋地域における乳幼児の持続発展教育(BSD)」"Promoting ESD (Education for Sustainable Development) for Young Children in Asia Pacific Region" 参加登録等の詳細は、OMEPP日本委員会ウェブサイトをご覧ください。

http://www.gakkai.ac/omeppjpn/conference/

2月21日、東京・霞ヶ関の中央合同庁舎で、「基本制度ワーキングチーム」の第10回会合が開催され全日私幼連からは北條泰雅副会長が出席しました。会議では①放課後児童給付(仮称)について②一時預かり等について議論が行なわれました。

★幼保一体化ワーキングチーム第7回会合

2月24日、東京・霞ヶ関の中央合同庁舎で、「幼保一体化ワーキングチーム」の第7回会合が開催され全日私幼連からは入谷幸二政策委員長が出席しました。会議では、幼保一体給付の具体的な制度設計について(案)が上程され、契約方式、給付の内容などが説明されました。

幼保一体給付については、3歳以上児については、標準的な教育時間、長時間の保育にに応じて幼児教育給付・保育給付が支給され、3歳未満児については保育給付されること が示されました。契約方式については、保育の必要性の認定基準を国が定め、市町村において給付を行なう制度が提案されました。

大日向座長は、具体的な制度設計についてはまったく無視し、前回の

★OMEPP日本委員会40周年記念

OMEPPアジア・太平洋地域フォーラム開催

8月22～24日

OMEPP日本委員会は、1995年にOMEPP世界大会を横浜で開催して以来となる国際大会を開きます。

フォーラムでは、OMEPPアジア太平洋地域15カ国からそれぞれの保育実践を持ち寄り、アジア地域の歴史、文化、自然環境の特性

を活かしつつ、これからの社会構築の主役となる子どもたちをどのように育てていくのか、持続発展教育の観点から保育・幼児教育を語り合う予定です。

▼日程:平成23年8月22日(月)～24日(水) ▼場所:国立オリンピック記念青少年総合センター

会議で提案された制度設計について、0〜2歳児のみを行なう施設を保育所として位置づけていることについて再検討するよう個人的見解を述べ、0〜2歳児の教育を学校教育法に位置づけるのが無理ならば、こども園法案を学校教育法・児童福祉法を超える法律に位置づけてでも、0〜2歳児の教育を法的に位置づけ制度化することに終始こだわった恣意的な運営を行なっていました。

学校教育法に定義されている満3歳児からの幼児教育に対する定義を変更し、0歳から位置づけることについて、無藤副理事長は、この委員会

子どもと家族のために頑張るママに

「母の日ありがとうカード」プレゼント

20代、30代の女性たちに増えている子宮頸がん。女性ならだれでもかかる可能性がある病気です。幼稚園児のお母さんはまさに要注意の年代といえますが、家事・育児に忙しく、自分の健康を後回しにしがちです。

子宮頸がん征圧をめざす専門家会議では、検診とワクチンで子宮頸がんが予防できることを知っていた

で議論できるレベルを超えた問題であるという趣旨の発言をされましたが、座長はあと数回会議を継続することを指示されました。応諾義務については、特別な支援を要する子どもについては議論されましたが、深い議論にはなりませんでしたが、公定価格についても上乗せ分を無制限にすることでなく一定の範囲内で行なうこと、希望者に説明する案が議論されました。

中教審総会開かれる

2月25日、東京都内で中央教育審議会の第75回総会が開かれました。

今総会は第6期中教審の初会で、会長に三村明夫・新日本製鐵代表取締役会長が選任されました。

◎今後の会合日程

- ▼4月27日／常任理事会（東京・私学会館）
- ▼5月10日／理事会（東京・グランドヒル市ヶ谷）
- ▼5月11日／財評議員会（東京・グランドヒル市ヶ谷）
- ▼5月11日／財評議員会（東京・グランドヒル市ヶ谷）
- ▼5月25日／定時総会（東京・私学会館）
- ▼8月20・21日／幼児教育実践学会（東京・東京家政大学）
- ▼10月24・25日／設置者園長全国研修大会（熊本県・熊本市）

ジを伝えることができます。

くため、5月8日の母の日に向けて「子宮頸がん予防・母の日キャンペーン」を実施。内容は、子宮頸がん予防のメッセージ付きの「母の日ありがとうカード」に子どもたちに塗り絵をしてもらい、お母さんに手渡ししてもらおうというもの。まだ字の書けない子どもたちでもお母さんに「検診を受けてね」というメッセージ

「検診を受けてね」というメッセージ

詳しくは <http://www.cczeropro.jp/> 子宮頸がん征圧をめざす専門家会議

THE 保育 101 の提言

ISBN978-4-577-80313-4 10501

フレーベル館創立100周年記念出版

THE保育-101の提言-vol.1

無藤 隆/編著 2,100円(本体2,000円)
26×19cm 210ページ

あらゆるジャンルの専門家、先駆者たちから届いた保育への提言。これからの保育を考えていくためのヒントが詰まった1冊。

【豪華執筆陣】
小柴昌俊(物理学者)
椎名誠(作家)
田原総一郎(ジャーナリスト)
服部幸應(料理評論家)
坂東眞理子(評論家)
日野原重明(医師)
やなせたかし(絵本作家)
ほか多数

100th 188th

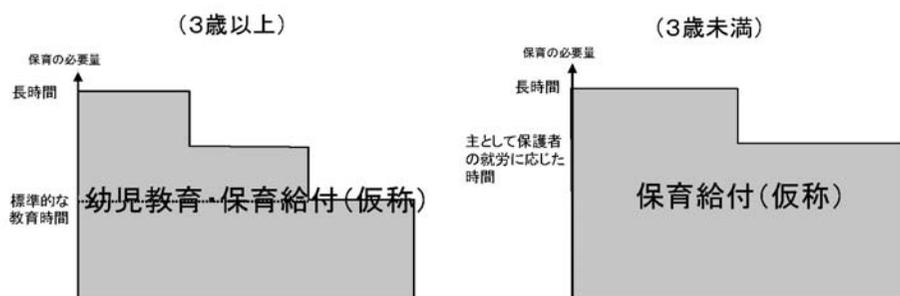
続刊予定 vol.2…2008年12月刊行予定
vol.3…2009年12月刊行予定

フレーベル館
<http://www.froebel-kan.co.jp/>

本社:〒113-8611 東京都文京区本駒込6-14-9
(03)5395-6608 営業総括部 (03)5395-6613 出版営業部

1. 幼保一体給付(仮称)の創設

- 幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成とする。
 - a. 3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付(仮称)
 - b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)



2. 契約方式

(1) 保育の必要性の認定 参考資料P.1~2参照

① 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

- 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

- 具体的な認定基準と認定手続については、以下の通りとする。

i) 認定基準

ア 事由

a. 就労

- ・ フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労※

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

- ・ 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討。

- ・ その他これらに類するものとして市町村が定める事由

イ 区分

- ・ 月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「長時間利用」及び「短時間利用」))を設定する。

ウ 優先利用

- ・ 虐待事例の子ども、ひとり親家庭の子ども等

ii) 認定手続

- ・ 市町村は、認定基準に従って審査を行い認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。
- ・ 市町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する。
- ・ 認定証には、事由、区分(長時間利用又は短時間利用)、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

②保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続(満3歳以上の幼児教育のみを受ける場合)

- ・ 3歳以上の幼児教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。
- ・ 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

(2)公的幼児教育・保育契約(仮称) 参考資料P.3参照

- ① 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 「正当な理由」については次のとおりとする。
- ア 定員に空きがない場合
- イ 定員以上に応募がある場合
→ この場合、選考の実施が必要となる(②参照)
- ウ 定員に空きがある場合であって、次のような場合
- a. 特別な支援を必要とするなどの場合について、当該施設に適切な受入れ体制が整っていない場合
 - b. その他、特別な事情がある場合
- 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

② 定員以上に応募がある場合の選考の実施

○ 選考の基準については国が定め、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行うものとする。

※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

○ 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。

ア 保育の必要性の認定を受けた子ども

a. 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。

(保育の必要度の例)

・保護者の就労・就学・求職者等の状況 ・同居親族の状況
・保護者の就業形態(雇用・自営) ・保育の必要量

b. ひとり親家庭、虐待の恐れのあるケースなどは、a.に関わらず、優先的に選定する。

c. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討。

イ 保育の必要性の認定を受けない子ども

a. ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき、選定する。

b. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

※ 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制の整備に必要な経費については今後検討。(現行制度においては、保育所及び公立幼稚園については一般財源化しており、私立幼稚園については私学助成において措置。)

○ 施設の設置者が定める選考基準(選考方法)については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(3) 市町村の関与 参考資料P.4参照

① 関与の具体的な仕組み

○ 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

○ 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。

② 当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

○ 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提。その上で、当面の対応のための、運用上の工夫として、次のような対応が考えられる。

・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせんする。

・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせんする。

③ 市町村による措置

保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する(措置による入所・利用)。具体的な例は、以下のとおり。

(例)

- ・ 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合
- ・ ひとり親家庭等で子どもの養育上、保育の利用が必要と判断される場合

3. 給付の内容

(1) 公定価格

- 幼保一体給付(仮称)については、質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する(公定価格)。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。

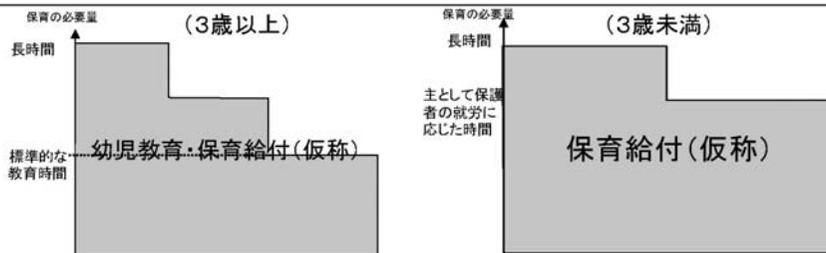
※ 国が定める基準と地方自治体の数量との関係については、今後、更に検討。

※ 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制の整備に必要な経費については今後検討。(現行制度においては、保育所及び公立幼稚園については一般財源化しており、私立幼稚園については私学助成において措置。)

(2) 支払い方法

- 3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分※(3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児童数を基本として、毎月給付する。
- 3歳未満児の保育給付については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分※(2区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、(1)で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。



○ 支払い方法のイメージ(一人あたり単価)

3歳以上児

標準時間のみ利用

標準時間を超える利用(短時間)

標準時間を超える利用(長時間)

○時間まで:●円

△時間まで:▲円

□時間まで:■円

3歳未満児

短時間利用

長時間利用

○時間まで:●円

△時間まで:▲円

(3) 上乗せ徴収 参考資料P.5～6参照

① 実費徴収

- 国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育課程の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいことから、幼保一体給付(仮称)の対象とすることが困難な費用(特別な教材費、制服代など)について、実費徴収を認める。
- 国において、実費徴収の実態(各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額)を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
 - ※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。
- 低所得者に対しては、国が定める基準に従うことを要件として、補足給付を行う。

② 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設※1※2については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。
 - ア 国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育であること
 - イ 低所得者については、当該徴収を免除すること
 - ウ 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※1 実費徴収以外の上乗せ徴収を行う施設については、各施設によって様々なケースがあり得るが、例えば以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 少人数学級による教育活動
- ② 私立学校における建学の精神に基づいた幼稚園から大学まで一貫した教育活動
- ③ 大学附属施設としての先駆的な教育研究活動

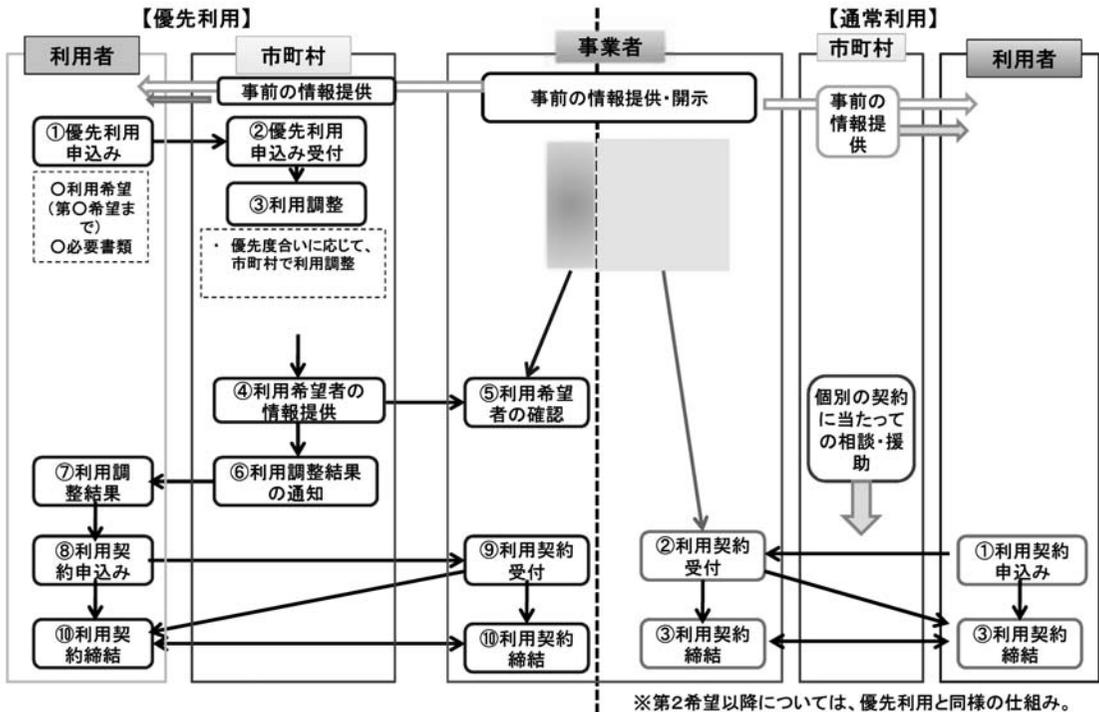
※2 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

- なお、国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育課程以外の活動(教育課程終了後に行う体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

市町村の関与の具体的仕組み

※保育の必要性の認定を受けた場合

→ 優先利用については市町村が調整、それ以外は利用者が事業者
に直接申込み(必要に応じて市町村が利用調整)、第2希望以降は
優先利用と同様に調整。



財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構・監修

研修ハンドブック

内容

- 「保育者としての資質向上研修俯瞰図」(全日本私立幼稚園幼児教育研究機構:作成)のカテゴリー別研修記録
- 研修履歴一覧表 など

資料

- 改訂 幼稚園教育要領
- 改訂 保育所保育指針
- 保育者としての資質向上研修俯瞰図 など

どのような研修に参加したかを記録し、
教員としての
資質向上を
サポートします。

B6判 112ページ
定価700円(税込)

お申し込みは株式会社世界文化社および世界文化社(ワンダー)販売会社まで

世界文化社

〒102-8187 東京都千代田区九段北4-2-29 TEL:03(3262)5123(営業部)

財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

第2回 幼児教育実践学会

■期 間：平成23年8月20日(土)・21日(日)

■会 場：東京家政大学(板橋キャンパス)

あなたの実践研究や園の保育を
ポスター発表してみませんか！

いま
幼児教育の実践を
現場の保育者と
研究者が
手を携えながら

形式にはこだわりません。気軽に発表していただけます。
ポスター発表は実践の交流をふかめます。
特色ある保育実践をお待ちしています。



【発表要領】

- ポスター発表できるのは園・個人・研究者です。
- 1セッション：60分
- 発表者は、縦180cm×横90cmのスペースに実践研究の要旨・図・表・写真などを貼ったポスターを準備し、会場で質問に答えながら自由に討論を深めます。
- セッション時間中は、必ず在席してください。

【発表申込方法】

- 郵送での申し込みとなります。
- 申し込み及び発表要旨締め切り：平成23年5月31日(火)
- 詳しくは、全日本私立幼稚園幼児教育研究機構ホームページを参照ください。

お問い合わせ：財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館4階 TEL.03-3237-1080 FAX.03-3263-7038 (担当:勝倉)

等は、以下のとおりです。

国立教育政策研究所における

幼稚園教育関係事業

国立教育政策研究所教育課程研究センターでは、教育課程の基準及び

各学校における指導方法等の改善充実に資することを目的として、研究指定校による実践的な調査研究を実施しています。

平成22年度の幼稚園を対象とした指定校事業には、「学力の把握に関する研究指定校事業」、「教育課程研究指定校事業」及び「地域等の課題に応じた教育課程研究事業（幼・小連携教育実践研究）」があります。

★ ★ 1 学力の把握に関する研究指定校事業について

本事業は、学習指導要領や幼稚園教育要領に定める目標やねらいの実現状況等について実践的な調査研究を行い、学校における評価及び指導の改善に資することを目的としてい

ます。

幼稚園の研究主題は、「幼稚園教育要領に定めるねらいの実現状況の把握に関する調査研究」（平成20・21・22年度指定）であり、年間2回の観察調査の実施及び読みとり表の作成を通して幼児の成長を把握し、教育課程、指導内容、指導方法等の実際についてまとめながら、幼稚園教育要領に定めるねらいの実現状況を調査します。

★ ★ 2 教育課程研究指定校事業について

本事業は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び中等教育学校における教育課程及び指導方法等について調査研究を行うことにより、学校教育の改善充実に資することを目的としています。

幼稚園に関する研究主題及び目的

○思考力の芽生えを養う教育をおこなうための教育課程についての研究（平成21・22年度）

【研究主題】

「思考力の芽生え」は幼児期に幼児が周囲の環境に主体的にかかわり直接的・具体的な体験を十分にすることを通してはぐくまれます。そのため、一人一人の興味や関心を生かしつつ、友達とともに試したり、工夫したりして周囲の環境に対する新たな見方や考え方がうまれるような援助が大切になります。

本事業では、幼児の発達の過程を踏まえ、興味や関心を広げたり、深めたりしながら、自分なりに考える力をはぐくむための教育課程の編成及び指導方法について調査研究を行っています。

3 地域等の課題に応じた教育課程研究事業について「幼・小連携教育実践研究」について

本事業は、地域における幼稚園と小学校との間で連携を図った教育課程編成や指導の在り方についての実

なめらかな 幼小の連携教育 新刊

—その実践とモデルカリキュラム

中教審の検討課題にも取り上げられ、今注目される幼小連携。子どもにとって望ましい幼小連携とはどのようなものかを追究し、モデルカリキュラムにまで高めた1冊。

- 佐々木宏子&鳴門教育大学
学校教育学部附属幼稚園 著
- 定価1,890円（本体1,800円+税5%）
- A5判 192ページ

発行・発売 **チャイルド本社**



平成22年度 学力の把握に関する研究指定事業研究指定校一覧

	都道府県名	幼稚園名
1	東京都	中央区立月島幼稚園
2	兵庫県	神戸市立神戸幼稚園
3	東京都	学校法人大和郷学園大和郷幼稚園

平成22年度 教育課程研究指定校事業研究指定校一覧【幼稚園】

	都道府県名	幼稚園名
1	大阪府	学校法人常磐会学園常磐会短期大学 付属泉丘幼稚園
2	群馬県	群馬大学教育学部附属幼稚園

平成22年度 地域等の課題に応じた教育課程研究事業
「幼・小連携教育実践研究」実践研究協力校一覧

都道府県・指定都市	推進地域	実践研究協力校
1 北海道	美唄市	旭川カトリック学園美唄アカシヤ幼稚園
		美唄市立中央小学校
2 青森県	青森市	青森中央短期大学附属第二幼稚園
		青森西幼稚園
		青森市立三内西小学校
3 広島県	三原市	三原市立中之町幼稚園
		三原市立中之町小学校
4 香川県	多度津町	多度津町立多度津幼稚園
		多度津町立多度津小学校
5 札幌市	札幌市	学校法人清明学園 清明幼稚園
		札幌市立ひがしなえぼ幼稚園
		札幌市立東苗穂小学校

実践的な研究を行い、幼・小連携教育の推進及び教育課程の基準の改善に資することを目的としています。
幼稚園に関する研究主題及び目的等は、以下のとおりです。
○幼稚園教育と小学校教育との接続に配慮した教育課程の編成
○発達の連続性を確保するための指導内容や方法の工夫改善（平成22・23年度）

平成22年度、新しく5つの地域内の幼稚園と小学校が連携し、幼稚園及び小学校教育との円滑な接続のため、幼児期から児童期への発達の連続性を踏まえた教育課程の在り方や指導方法の工夫・改善及び協力体制の整備等についての実践研究を行っています。
4 国立教育政策研究所教育課程研究センター関係指定事業研究協議会

指定校事業における研究成果の普及を図るため、本協議会を指定校・指定校以外の教育関係者にも公開し、所HPでご覧いただけます。
5 研究指定校の研究報告について
最近の指定校事業に関する研究成果等については、国立教育政策研究所HPをご覧ください。
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shiteikouhtml>
(幼児教育課)



新刊!
幼児期から児童期への教育
国立教育政策研究所
教育課程研究センター／編
A5判 定価 本体600円(税別)
幼稚園及び保育所と小学校との連携を深めるために、国立教育政策研究所が研究を進め、具体的な実践事例を中心にわかりやすくまとめた指導資料集。



幼稚園における道徳性の芽生えを培うための事例集
文部科学省／編
A5判 定価 本体130円(税別)
乳幼児期における道徳性の発達について、配慮することの基本的な考え方や指導計画作成の手がかり、幼児の姿と教師の関わりなどについて述べた書。



ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区萬島6-1-1 TEL.03-3979-3111代表

知事への陳情

平成23年度予算が編成されようとして1月6日に、宮私幼PTA連合会役員、宮私幼振興対策協議会、宮私幼常任理事23名が村井嘉浩宮城県知事に陳情を行いました。「平成23年度私立幼稚園に対する補助金等に関する陳情書」の内容は例年と変わりませんが、政権交代による幼保一体化政策もあり、いつになく真剣な陳情となりました。

その要旨は、
1. 各幼稚園に対する運営費補助金は、今後とも国が示す額まで増額していただきたい。
2. 宮城県私立幼稚園連合会の退職手当金給付事業に係わる補助金を、せめて私立高校並みの設置者掛金の2分の1相当額（1000分の32）まで引き上げていただきたい。
3. 私立幼稚園に対する子育て支援活動に係わる補助制度を新設して

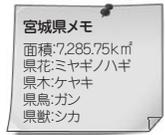
いただきたい。また、認定こども園の促進のためにも特段の配慮をお願いしたい。

の要望を行いました。
宮私幼理事長とPTA会長から趣旨説明、特に宮城県の私立幼稚園への平成22年度運営費補助が全国41位である実情を述べ、それぞれの項目が達成できるように訴えました。

知事からは国の予算は不明ではあるが、宮城県議会でも同趣旨の請願を全会一致で採択しており、非常に重いものであるので、県の財政は厳しいが、できるかぎり善処したいとのご回答をいただきました。

宮私幼PTA会長・副会長が宮城県議会議員でもあり、お母さん代表3名と力強いちびっ子の応援を得ての陳情となりました。

（宮城県私立幼稚園連合会広報委員長・多賀城市・八幡花園幼稚園／鎌田俊昭）



認定こども園のスタートから3年経ちました。高知県では現在12園が認定されています。そのうち幼稚園型が8園で、4月からはもう1園増え、私立幼稚園30園のうち9園が認定こども園になります。本県は保育所王国といわれ、22年4月1日現在、学齢前の児童数34464人に対して保育所入所児童数19165人、幼稚園在園児数4403人、認可外保育施設入所児童数1702人、家庭での保育児童9194人と、圧倒的に保育所入所児が多い県です。

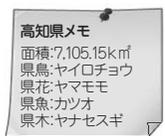
特に高知市には戦後よりこれまでずっと公立幼稚園が1園もなく、幼児はすべて保育所で受け入れてきました。県民所得も低く、共稼ぎ家庭も多い関係もあって、幼児即保育所というのが本県の現状で、ここ15年ほど私立幼稚園の園児は減り続け、景気の低迷もあって、共稼ぎ家庭はますます増え、保育所指向が進んでおり、私立幼稚園は危機的状況にあります。

私立幼稚園は全園が預かり保育を実施しているにもかかわらず、県の職員などに聞いてみても、「共働き家庭には保育所しか選択肢がない」と思っていた」ということであり、両親が働いている家庭でも幼稚園へ入れる、ということをかかからず、PRしていくことがこれからの大きな課題です。実際のところ3歳以下も対象として考えなくては生き残れなくなってきたおり、本県は特に認定こども園も選択肢の一つとして、考えざるを得なくなってきました。

幼稚園のPRが課題

高知県からのおたより

また、幼児期の教育の重要性を社会に浸透させていくことも重要な課題であり、「こどもがまんなかプロジェクト」の運動とともに活動していきたいと思っています。
（高知県私立幼稚園連合会会長、高知市・若草幼稚園／岡林通俊）



編集後記

今春より、自らが理事長を務める社会福祉法人で幼稚園を開設します。学校法人の保育所は今こそ珍しくありませんが、社会福祉法人の幼稚園は、北海道では初のケースです。従来、幼稚園は学校法人立のみでの認可でしたが、幼保連携型の認定こども園で社会福祉法人でも認可できる仕組みになりました。しかし、今まで前例がなかった為、事務部分で苦労しました。学校法人立の幼稚園・保育所を問わず職員は、全員私学共済に加入できますが、社会福祉法人立の保育所部分の職員は社会保険、幼稚園部分の職員は私学共済への加入が義務付けられ、幼稚園から保育所へ、逆の場合も異動する際の手続きが煩雑になり、各々に掛け金も変わるので、当然実支給も変わってきます。社会福祉法人会計に則った予算書・決算書でも違和感を感じます。退職金制度への加入等、整備していかなければならない課題が山積です。

(調査広報委員・前田元照)



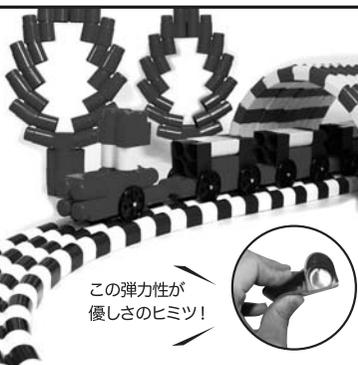
子どもが直接触れるものだから、より優しくソフトになりました。

新登場 安全への配慮も万全です。

Bブロックソフト

HDF0215 セット ￥40,950 税込
HDF0216 バラ ￥21,000 税込

※詳しくは弊社営業までお問い合わせ下さい。



Bブロックソフトの特長

割れにくくなり耐久性・安全性がさらにアップ

落としても大きな音がしません。

軟らかくなったことにより、曲線造形もつくれるようになりました。

この弾力性が優しさのヒミツ!

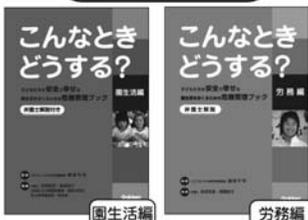
シャクエツ

園の安全を
考える!

園経営で予想されるあらゆるリスクに対応し、お答えします

こんなときどうする?

子どもたちが安全で幸せな園生活をおくるための危機管理ブック



園生活編

労務編

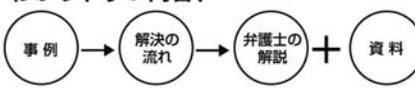


資料CD-ROM付
(for Windows)



弁護士解説付き

わかりやすい内容!



セット定価：13,650円(本体13,000円) ケース入り 16-11223
セット内容：〈園生活編〉B5判 328ページ/〈労務編〉B5判 92ページ
〈資料CD-ROM〉for Windows

◎お申し込みは貴園にお問い合わせしています弊社特約代理店
もしくは学研幼児教育事業部 03-3726-8711まで

学研

CHAPPY 10

学校法人会計

2011年2月リリース予定

新登場!!

ネットワーク対応を強化!

会計・減価償却・給与・小口現金のシステム間の連動機能の他、経営分析資料の提供を実現しました。

ネットワーク

インターネットが使える環境なら、どこでも、チャッピーをご使用頂けます。会計システムやデータが入っていないチャッピーからでも、伝票入力や帳票印刷等を行えます
※事前設定およびシステム利用料が必要です。

経営分析参考資料

会計基準、減価償却、給与計算の各システムで、経営に関わる参考資料が印刷出来るようになりました!

開発・販売



株式会社 **チャイルド社**

発売元

株式会社 チャイルド本社